

平成29(2017)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学研究科 私法学専攻

(1)理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方案	改善時期
1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 大学の理念・目的と研究科の目的の連関性	研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	「法学研究科規程」	各専攻・課程において、「教育研究上の目的」を、各研究科の研究科規程に適切に定めている。			
		研究科、専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		研究科、専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
		研究科、専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
2) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、研究科・専攻の目的等の周知及び公表	教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態になっているか。	「大学院要覧」 ・ホームページ	各専攻・課程において、「教育研究上の目的」を、「大学院要覧」及びホームページにて公表している。			
		研究科、専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。					
3) 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	大学の理念・目的を踏まえ、各専攻における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	・大学院中長期計画書 ・その他( )	平成29年度より全学的な方針の下、各専攻の中長期計画を策定し、平成35年度までの到達目標とその計画を明確に定めている。また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、理念目的の実現に向けた教育プログラムの企画と実行を進めている。	S		
		研究科・専攻の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。	・ワーキング・グループ議事録 ・委員会議事録 ・大学院中長期計画書	研究科長及び研究科長に指名された研究科委員により構成され、毎月1回開催されるワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)において、研究科・専攻の中・長期計画その他の施策の実行について、理念・目的を踏まえながら適宜検証し、必要に応じて研究科委員会で報告している。			
4) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。		研究科・専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・ワーキング・グループ議事録 ・委員会議事録	ワーキンググループにおいて、各専攻内における学生の進路などを踏まえ定期的に議論を行い、ある程度議論がまとまった段階で、研究科委員会で報告を行った後、適宜必要に応じて研究科委員会で審議を行っている。	S		
		理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	・ワーキング・グループ議事録 ・委員会議事録	専攻以外にも、コースを設け、コース長を定めるなどし、組織的かつ継続的に理念・目的等の妥当性の検証を行っている。	A		

※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないことと、第3期認証評価の評価項目を踏まえ、点検評価項目の見直しを図ったが、この項目における影響はないと判断し、毎年の自己点検・評価は実施しないこととする。(平成29年9月14日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方針	改善時期	
1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表	教育目標を明示しているか。	・「法学研究科規程」	各研究科・専攻において、「教育研究上の目的」を研究科規程に適切に定めている。	※1と同様			
		ディプロマ・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ	各研究科・専攻において、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。				
		教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・大学院要覧 ・シラバス ・ディプロマポリシー	両者は整合しているし、ディプロマ・ポリシーに修得すべき学習目標は明示されている。	S			
2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等  ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	カリキュラム・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ	各研究科・専攻において、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。	※1と同様			
		カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系的な教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、専攻のカリキュラムを編成するうえで重要な具体的な方針が示されているか。	・大学院要覧 ・ホームページ	カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系的な教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合している。				S
		カリキュラム・ポリシーは、教育目標とディプロマ・ポリシーと整合しているか。						
3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各研究科において適切に教育課程を編成するための措置  ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系的性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定  <修士課程、博士課程>コースワーク/リサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 <専門職学位課程>理論教育と実務教育の適切な配置等	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・大学院要覧 ・時間割	主要な授業科目は開講されているし、休講継続科目の廃止の如何等についても毎年検討している。また、指導場所、時間等が明示された上で、講義科目及び研究指導が適正に配置されている。	S			
		各授業科目の単位数及び時間数は、大学院設置基準及び大学院学則に則り適切に設定されているか。						
		授業科目の位置づけ(必修、選択等)に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。また、研究指導の位置づけが明確になっているか、講義科目および研究指導が、教育課程の中に適正に位置づけられ、指導場所、時間等が明らかになっているか。						
4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程編成実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。		専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。	・大学院要覧 ・シラバス	私法学専攻では、法律の知識をもった高度職業人を養成するため、近時、労働環境の改善や高齢者の資産管理などで注目されている社会保険労務士、司法書士の育成コースを設定している。	S			
		カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス ・法学研究科HP	高度な専門職を目指す者がその職務を遂行する能力を涵養し、専門知識を修得することをカリキュラム・ポリシーとして掲げ、それに応じて、特に社会保険労務士や司法書士のコースでは、実務に直結する特別な科目設定を行っている。	S			
4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程編成実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。		教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を定期的に検証しているか。	・ワーキング・グループ議事録 ・委員会議事録	私法学専攻の問題に限定せずに研究科全体の問題として、研究科長等研究科執行部を含むワーキング・グループで、適宜問題点の検証を行っている。また、ワーキング・グループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われており、さらに必要に応じて委員会でも審議を行っており、その意味で、責任主体等を明確にしたうえで、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげている。	S			
		教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。						

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期	
5) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<p>○研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置</li> </ul> <p>・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)</p> <p>・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</p> <p>&lt; 修士課程、博士課程 &gt;</p> <p>・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施</p> <p>&lt; 専門職学位課程 &gt;</p> <p>・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施</p>	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>シラバスの作成依頼</li> <li>シラバスの点検資料、点検結果報告書</li> <li>「授業評価アンケート」資料</li> </ul>	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。		※1と同様		
		授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。		講義科目の運営は各教員の判断に任せられているが、受講生の人数が各科目少数であることもあり、講義科目においても学生が主体的に参加しながら、講義が進められることが、本研究科では少なくないし、とりわけ、論文作成のための研究指導においては、必然的に学生が主体的に課題に取り組んでいる。また、毎年、学生に期待する学習成果の修得につながるべく指導が行われている。	S			
		学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、施設・設備の利用など)を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院要覧</li> <li>シラバス</li> <li>修士論文</li> </ul>			S		
		研究指導計画を立案し、学生に予め明示したうえで、その計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究指導計画</li> <li>シラバス</li> </ul>	各教員が研究指導計画をシラバス等に示し、研究科全体の研究計画も作成している。	S			
		学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、専攻が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院要覧</li> <li>時間割</li> <li>シラバス</li> <li>委員会議事録</li> </ul>	私法専攻では、学生の期待に応えるため、社会保障法など近時注目されている社会問題を専門とする科目の開設することにより、カリキュラムポリシーに沿った高度職業人の要請に関するコースを導入し、それに応じて、科目配置・教員の配置を整え、また実務家教員による講義科目も新たに設け、適切な指導ができるようにしている。	A			
		カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。				A		
6) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> </ul> <p>○学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul>	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。		シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。		※1と同様		
		他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>東洋大学院学則</li> </ul>	大学院学則において10単位まで認定できることを定めており、各研究科委員会が審議の上で単位認定を行っている。				
		成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>シラバス作成要綱</li> <li>大学院採点登録マニュアル・大学院要覧</li> </ul>	シラバスにおいて、成績評価基準と評価項目の具体的な明示を行っている。また論文の成績評価に関しては複数の教員で評価を行っている。	B	大学院でも学部と同様に、学生からの成績評価に対するカンファレンスの実施を検討している。	平成30年度	
		修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院要覧</li> </ul>	各専攻、課程において、修了要件を「大学院要覧」に明示している。		※1と同様		
		学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院要覧</li> </ul>	大学院要覧において、修士学位については、広いが視野に立つて法学の精深な学識を身につけ、専門分野における研究能力を又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培ったことを伺わせる審査基準を示し、博士学位では、十分な内外国の文献・資料が適切に引用されており、従来の研究性を踏まえ、独創性ないし新規性が認められるなどの審査基準を示している。	S			
		ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院要覧</li> <li>審査報告書</li> <li>修士論文</li> <li>博士論文</li> </ul>	両者は整合しているし、博士論文の審査および修士論文の審査も私法専攻の委員複数名で行っている。	S			
学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院要覧</li> <li>審査報告書</li> </ul>	主指導教員と副指導教員が指導を行った論文について、修士論文については主査・副査のほかに関連する分野の教員で審査を行い、最終的に法学研究科委員会で学位授与を判断している。また、博士論文については、予備審査を行ったうえで、本審査においては、論文のテーマに応じて、適宜、学外から審査員を依頼して審査を行い、最終的に法学研究科委員会で学位授与を行っている。	A					

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
7) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</p> <p>○学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>＜学習成果の測定方法例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメント・テスト</li> <li>・ルーブリックを活用した測定</li> <li>・学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>・卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul>	<p>【研究科・専攻/学位レベル】</p> <p>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するために、専攻として、学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用しているか。</p> <p>学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート集計</li> <li>・委員会議事録・WG議事録</li> </ul>	<p>毎年度1回在籍生に対するアンケートを実施しているほか、学位授与式当日に修了生に対するアンケートもを行い、どういった能力を身につけることができたかなど、学習効果について測定している。そのほか、12月に研究科長及び各専攻長が面談を希望する大学院生活全般(特に講義内容等について)にわたり意見交換を行っている。そして、そこで得られた集計結果をもとに、主にWGで、今後の科目設定などの参考としている。</p>	A		
8) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価</p> <p>○学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価しているか。</p> <p>上記の点検・評価結果をカリキュラムの改善に役立てているか。(また、どのように役立てているか。具体例をもとに記載してください)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキング・グループ議事録</li> <li>・委員会議事録</li> </ul>	<p>私法学専攻の問題に限定せずに研究科全体の問題として、研究科長等研究科執行部を含むワーキング・グループで、適宜問題点の検証を行っている。また、ワーキング・グループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われており、さらに必要に応じて委員会で審議を行っており、その意味で、責任主体等を明確にしたうえで、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげている。その結果、司法書士コースや社労士コースなどの新設に繋がっている。</p>	S		
		<p>授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会議事録</li> <li>・委員会資料</li> </ul>	<p>外国語の能力強化のため、高等教育推進センターの実施する教員・大学院生・職員を対象とした「English Support Service」を専攻内に周知し、実際に利用を始めている。学外の研修会等の活用については、今後の課題である。</p>	B	学外のFDの活用について、ワーキンググループ等で検討する。	平成30年度

(5)学生の受け入れ

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<p>○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</p> <p>○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像</li> <li>・入学希望者に求める水準等の判定方法</li> </ul>	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各研究科、専攻において、アドミッション・ポリシーを定めている。	S	※1と同様	
		アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。	・大学院要覧	アドミッション・ポリシーにおいて、私法学専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準を明らかにしている。			
		受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知ろうとしているか。	・ホームページ	全研究科・全専攻において、大学ホームページにて公表している。			
2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	<p>○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備</li> <li>○公正な入学選抜の実施</li> <li>○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜の実施</li> </ul>	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・大学院要覧	私法学専攻では、アドミッション・ポリシーに従って適切に入試方式等を設定している。	S		
		受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。					
		一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・出向依頼	原則として私法学専攻の委員全員で面接を行うことにより選抜を行っている。	S		
		学生募集、入学選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか、また責任所在を明確にしているか。	・入試要項	病気・負傷や障がい等により配慮が必要な受験生に対応した入試を行っている。	S		
		入学選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公平に判定するための機会を提供しているか。					
3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	<p>○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;修士課程、博士課程、専門職学位課程&gt;</li> <li>・収容定員に対する在籍学生数比率</li> </ul>	研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50～2.00、博士後期(博士)課程で0.33～2.00の範囲となっているか。	・委員会資料 ・議事録	私法学専攻においては、博士前期課程・博士後期課程ともに定員充足率を満たしていない。	C	新設した高度職業人養成のためのコースを広くアピールする方策を検討し、また博士後期課程の入試科目等を検討し、様々な目的をもった学生に対応できることを目指している。また、学部からの内部推薦にも力を入れている。	平成30年度
		部局化された大学院研究科や独立大学院(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90～1.25の範囲となっているか。	・委員会資料 ・議事録	私法学専攻においては、博士前期課程・博士後期課程ともに定員充足率を満たしていない。	C	新設した高度職業人養成のためのコースを広くアピールする方策を検討し、また博士後期課程の入試科目等を検討し、様々な目的をもった学生に対応できることを目指している。また、学部からの内部推薦にも力を入れている。	平成30年度
		※福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科					
4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・ワーキンググループ議事録	ワーキンググループにおいて、入試科目変更の議論と関連させながら、アドミッション・ポリシーの適切性を検証している。	A		
		学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・ワーキンググループ議事録	ワーキンググループにおいて、収容定員に対する在籍学生数比率を踏まえ、学生募集および入学選抜の適切性を検証し、改善に努めている。具体的には、入試科目の検討や、公務員コースのあり方などについて検討している。また、ワーキンググループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われており、さらに必要に応じて委員会で審議を行っている。	A		
		学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。					

(6)教員・教員組織

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方案	改善時期	
1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各研究科等の教員組織の編制に関する方針 (各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「大学院教員資格審査規程」	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。	/	※1と同様		
		組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	研究科内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。				
		研究科・専攻の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・ワーキング・グループ議事録 ・委員会議事録 ・大学院要覧	昨年度、新規に導入した実務科養成のコース(司法書士・社会保険労務士)に対応させて、教員組織の編成を行った。現在、各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在に関する規定・方針を作成に向けて検討しているところである。	C	ワーキンググループにおいて、編成方針の原案を作成し、研究科委員会にはかる予定である。	平成30年度	
		研究科・専攻の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。	各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。					
2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	○大学全体及び研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置	大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	・私法学専攻設置申請書 ・大学院設置基準・大学院要覧	私法学専攻では、大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しており、私法学専攻に所属の委員はすべて教授である。ただし、教員組織の編成方針についてはまだ検討していない。	B	ワーキンググループにおいて、編成方針の原案を検討する。	平成30年度	
		研究指導教員の2/3は教授となっているか。 【研究科・専攻】						
		研究科・専攻として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。						
		教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	・私法学専攻設置申請書 ・大学院設置基準・大学院要覧	私法学専攻では、大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しており、私法学専攻に所属の委員はすべて教授である。ただし、教員組織の編成方針についてはまだ検討していない。	B	ワーキンググループにおいて、編成方針の原案を検討する。	平成30年度	
3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・なし	専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。	/	※1と同様		
		研究科の科目担当及び研究指導担当の資格が明確化されているか。	・「大学院教員資格審査規程」	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。				
		教員の募集、採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・なし	原則は基礎となる学部所属となるため、採用・昇格に関しては、研究科独自では実施していない。				
4) ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	高等教育推進センター主催による新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、平成28年度より「教員活動評価」制度を導入し、教員の教育・研究活動を中心とした自己点検・評価を実施している。	/			
		教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。	・なし	現時点で、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用できていない。				C
5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・なし	現時点で、教員組織の編成方針を明確にしていないため、適切性の点検・評価はできていない。	C	ワーキンググループにおいて、編成方針の原案を検討する。	平成30年度	

(11)その他

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・大学院要覧 ・各修士論文等	「哲学」を科目名に明示する科目はついていないが、個別実定法に係る各科目において、単に制度の解説等が行われているわけではなく、制度の背景にある「哲学」について、教育・研究が行われていることから、十分に哲学教育を推進していると理解している。	S		
	国際化	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス	本年度よりネイティブ教員による外国語による授業(「legal & political English」)を、新科目として公法私法合併科目として前期課程に置き、多くの学生が受講している。また、多くの法分野において比較法が重要な意味をもつため、演習科目を中心に外国語の原書講読を行う科目も多い。	A		
	キャリア教育	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス ・修士論文 ・博士課程中間報告会開催案内等	公務員コース院生が、労働監督官など専門職の公務員試験に合格したり、キャリア教育において、一定の成果を出している。私法学専攻で博士後期課程への進学を希望していない学生には、早くより就職を意識して、実務に結合する研究を心掛けるよう指導し、また、公務員を目指す学生にもしつかりとした内容の特定課題論文を作成するよう指導している。また、2016(平成28)年度から、司法書士、社会保険労務士養成のためのコースを設置し、実務を意識した指導をしている。	A		
2) 研究科・専攻独自の評価項目①	(独自に設定してください)	(独自に設定してください)					
3) 研究科・専攻独自の評価項目②	(独自に設定してください)	(独自に設定してください)					
4) 研究科・専攻独自の評価項目③	(独自に設定してください)	(独自に設定してください)					

平成29(2017)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学研究科 公法学専攻

(1)理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか、また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 大学の理念・目的と研究科の目的の連関性	研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「法学研究科規程」	各専攻、課程において、「教育研究上の目的」を、各研究科の研究科規程に適切に定めている。			
		研究科、専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		研究科、専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
		研究科、専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
2) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、研究科・専攻の目的等の周知及び公表	教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・「大学院要覧」 ・ホームページ	各専攻・課程において、「教育研究上の目的」を、「大学院要覧」及びホームページにて公表している。			
		受験生を含む社会一般が、研究科・専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
3) 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	大学の理念・目的を踏まえ、各専攻における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	・大学院中長期計画書 ・その他( )	大学院タスクフォースによる全学的な方針の下、各専攻の中長期計画を策定し、各研究科・専攻の課題や目標達成に向けて取り組んでいる。	S		
		研究科・専攻の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか、実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。	・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 ・大学院中長期計画書	研究科長及び研究科長に指名された研究科委員により構成され、毎月1回開催されるワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)において、研究科・専攻の中・長期計画その他の施策の実行について、理念・目的を踏まえながら適宜検証し、必要に応じて研究科委員会で報告している。			
4) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。		研究科・専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録	ワーキンググループにおいて、各専攻内における学生の進路などを踏まえ定期的に議論を行い、ある程度議論がまとまった段階で、研究科委員会で報告を行った後、適宜必要に応じて研究科委員会で審議を行っている。	S		
		理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録	専攻以外にも、コースを設け、コース長を定めるなどし、組織的かつ継続的に理念・目的等の妥当性の検証を行っている。	A		

※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないことと、第3期認証評価の評価項目を踏まえ、点検評価項目の見直しを図ったが、この項目における影響はないと判断し、毎年の自己点検・評価は実施しないこととする。(平成29年9月14日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。

(4)教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期		
1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表	教育目標を明示しているか。	・「法学研究科規程」	各研究科・専攻において、「教育研究上の目的」を研究科規程に適切に定めている。	※1と同様				
		ディプロマ・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ	各研究科・専攻において、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。					
		教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・大学院要覧 ・シラバス ・ディプロマポリシー	両者は整合しているし、ディプロマポリシーに修得すべき学習目標は明示されている。					
2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等  ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	カリキュラム・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「法学研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ	各研究科・専攻において、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。	※1と同様				
		カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系的な教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、専攻のカリキュラムを編成するうえで重要な具体的な方針が示されているか。	・大学院要覧 ・ホームページ	カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系的な教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、教育目標やディプロマポリシーと整合している。					
		カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。							
3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開講し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各研究科において適切に教育課程を編成するための措置  ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあつた順次性及び体系的な配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定  ＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 ＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・大学院要覧 ・時間割	主要な授業科目は開講されているし、休講継続科目の廃止の如何等についても毎年検討している。また、指導場所、時間等が明示された上で、講義科目及び研究指導が適正に配置されている。	S				
		各授業科目の単位数及び時間数は、大学院設置基準及び大学院学則に則り適切に設定されているか。							
		授業科目の位置づけ(必修、選択等)に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。また、研究指導の位置づけが明確になっているか、講義科目および研究指導が、教育課程の中に適正に位置づけられ、指導場所、時間等が明らかになっているか。							
		専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。						・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス	公法学専攻の中心的教育分野の一つである租税法においては、客員教授1名を採用して学生の期待に添うべく教育指導を行っている。むしろ、この分野における教員と他の分野における教員との負担の平準化の実現と、この分野における指導の充実の実現のための教員等の補充について検討中である。
		カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。						・大学院要覧 ・シラバス	公法学専攻の中心的教育分野の一つである租税法においては、客員教授1名を採用して学生の期待に添うべく教育指導を行っている。むしろ、この分野における教員と他の分野における教員との負担の平準化の実現と、この分野における指導の充実の実現のための教員等の補充について検討中である。
		研究科・専攻の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。						・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス ・ホームページ	正課外教育として、スーパーグローバル大学創成支援により、学内で「TOYO GLOBAL DIAMONDS」の事業を行っており、そこでの英会話に関する課外講座を院生が受講している。
学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。	・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス	公法学専攻において目差す資格の中心は税理士資格であるところ、専任教員1名と客員教授1名の2名による指導を行っているほか、公務員を目指す学生に対しても、関連科目の担当教員が適宜講義内容について配慮を行っている。	S					
	学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、研究科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。	・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス ・ワーキンググループ議事録および研究科委員会議議事録	上記の質問に対する回答と繰り返しになるが、上記の通り指導体制は適切であると認識している。また、関連科目の指導を行なう経営学研究科と修士生を相互に受け入れやすくする体制を整えているし、そのことについて研究科委員会で審議することにより、教員間で情報は共有されている。	S					
	教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を定期的に検証しているか。								
4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程編成実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。	教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。	教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を定期的に検証しているか。	・ワーキング・グループ議事録 ・委員会議事録	公法学専攻の問題に限らずに研究科全体の問題として、研究科長等研究科執行部を含むワーキング・グループで、適宜問題点の検証を行っている。また、ワーキング・グループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われており、さらに必要に応じて委員会で審議を行っており、その意味で、責任主体等を明確にしたうえで、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげている。	S				

(4) 教育課程・学習成果

評価項目	評価の観点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期	
5) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行ったための様々な措置を講じているか。	○研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置 ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ＜修士課程、博士課程＞ ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施 ＜専門職学位課程＞ ・実務的能力の向上を目指した教育方法及び学習指導の実施	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料、点検結果報告書 ・「授業評価アンケート」資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各研究科による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法及びシラバスとの整合性を確認している。		※1と同様		
		授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。						
		学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、施設・設備の利用など)を行っているか。	・大学院要覧 ・シラバス ・修士論文	講義科目の運営は各教員の判断に任せられているが、受講生の人数が各科目少数であることもあり、講義科目においても学生が主体的に参加しながら、講義が進められることが、本研究科では少なくないし、とりわけ、論文作成のための研究指導においては、必然的に学生が主体的に課題に取り組んでいる。また、毎年、学生に期待する学習成果の修得につなげるべく指導が行われている。	S			
		研究指導計画を立案し、学生に予め明示したうえで、その計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。	・研究指導計画 ・シラバス	各教員が研究指導計画をシラバス等に示し、研究科全体の研究計画も作成している。	S			
		学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、専攻が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。	・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス ・委員会議事録	講義科目の運営は各教員の判断に任せられているが、受講生の人数が各科目少数であることもあり、講義科目においても学生が主体的に参加しながら、講義が進められることが、本研究科では少なくないし、とりわけ、論文作成のための研究指導においては、必然的に学生が主体的に課題に取り組んでいる。また、毎年、学生に期待する学習成果の修得につなげるべく指導が行われている。	S			
6) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。		シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各研究科によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法及びシラバスとの整合性を確認している。		※1と同様		
		他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。	・東洋大学院学則	大学院学則において10単位まで認定できることを定めており、各研究科委員会で審議の上で単位認定を行っている。				
		成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。	・シラバス作成要綱 ・大学院採点登録マニュアル	教員の採用時において、成績評価基準と評価項目の具体的明示を行っている。	B	大学院でも学部と同様に、学生からの成績評価に対するカンパレンスの実施を検討している。より具体的な改善策については次年度以降ワーキンググループ等で検討する。	平成30年度	
		修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・大学院要覧	各専攻、課程において、修了要件を「大学院要覧」に明示している。		※1と同様		
		学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・大学院要	ディプロマポリシーを学生に周知している	S			
		ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・大学院要覧 ・審査報告書 ・修士論文 ・博士論文	両者は整合しているし、博士論文の審査および修士論文の審査も公法学専攻の委員複数名で行っている。	S			
		学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。	・大学院要覧 ・審査報告書	主指導教員と副指導教員が指導を行った論文について、修士論文については公法学専攻の委員全員で審査を行い、また、博士論文については、予備審査を行ったうえで、本審査においては、論文のテーマに応じて、適宜、学外から副査員を依頼して審査を行い、学位授与を行っている。	S			

(4) 教育課程・学習成果

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
7) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>○学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> <li>＜学習成果の測定方法例＞</li> <li>・アセスメント・テスト</li> <li>・ルーブリックを活用した測定</li> <li>・学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>・卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul>	<p>【研究科・専攻/学位レベル】</p> <p>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するために、専攻として、学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用しているか。</p> <p>学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート集計</li> <li>・委員会議事録</li> </ul>	<p>毎年度1回在籍生に対するアンケートを実施しているほか、学位授与式当日に修了生に対するアンケートも行っている。そのほか、12月に研究科長及び各専攻長が面談を希望する学生と大学院生活全般にわたり意見交換を行っている。</p>	A	<p>何をもちて学習成果の測定というか必ずしも明確ではないが、修士論文の執筆を通じた研究能力の涵養という点で見るとすれば、複数教員で論文の作成指導を行なっているほか、指導教員以外の教員も含めた構成員で口述審査を行なっている。この他の具体的な方策の要否については、実施時期も含めて次年度以降、ワーキンググループで検討を行う。</p>	
8) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価</li> <li>・学習成果の測定結果の適切な活用</li> <li>○点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul>	<p>カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価しているか。</p> <p>上記の点検・評価結果をカリキュラムの改善に役立てているか。(また、どのように役立てているか。具体例をもとに記載してください)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキング・グループ議事録</li> <li>・委員会議事録</li> </ul>	<p>公学専攻の問題に限定せずに研究科全体の問題として、研究科長等研究科執行部を含むワーキング・グループで、適宜問題点の検証を行っている。また、ワーキング・グループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われており、さらに必要に応じて委員会で審議を行っており、その意味で、責任主体等を明確にしたうえで、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげている。また、各年度、教育課程票を見直し、継続的な休講科目の廃止の要否、新設科目の設置の必要性を検討して、委員会で審議している。その結果、後者について、外国語で行う講義科目の設置を行った。</p>	S		
		<p>授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会議事録</li> <li>・委員会資料</li> </ul>	<p>外国語の能力強化のため、高等教育推進センターの実施する教員・大学院生・職員を対象とした「English Support Service」を専攻内に周知し、実際に利用を始めている。学外の研修会等の活用については、今後の課題である。</p>	B	<p>学外のFDの活用について、ワーキンググループ等で検討する。</p>	<p>平成30年度</p>

(5)学生の受け入れ

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各研究科、専攻において、アドミッション・ポリシーを定めている。	S	※1と同様	
		アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。	・大学院要覧	アドミッション・ポリシーにおいて、公法学専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準を明らかにしている。			
		受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ	全研究科・専攻において、大学ホームページにて公表している。		※1と同様	
2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜の実施	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・大学院要覧	公法学専攻では、アドミッション・ポリシーに従って適切に入試方式等を設定している。	S		
		受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。					
		一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・出向依頼	原則として公法学専攻の委員全員で面接を行うことにより選抜を行っている。	S		
		学生募集、入学選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。					
入学選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公平に判定するための機会を提供しているか。	・入試要項	病気・負傷や障がい等により配慮が必要な受験生に対応した入試を行っている。	S				
3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <修士課程、博士課程、専門職学位課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率	研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50～2.00、博士後期(博士)課程で0.33～2.00の範囲となっているか。	・委員会資料 ・議事録	公法学専攻において、博士前期課程・博士後期課程ともに定員充足率が低い。特に博士後期課程修了者等の就職の問題とも関連しており、検討課題とすることとしている。	C	ワーキンググループで検討する。	平成30年度
		部局化された大学院研究科や独立大学院(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90～1.25の範囲となっているか。 ※福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科	・委員会資料 ・議事録	公法学専攻において、博士前期課程・博士後期課程ともに定員充足率が低い。特に博士後期課程修了者等の就職の問題とも関連しており、検討課題とすることとしている。	C	ワーキンググループで検討する。	平成30年度
		定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。	・委員会資料 ・議事録	公法学専攻において、博士前期課程・博士後期課程ともに定員充足率が低い。特に博士後期課程修了者等の就職の問題とも関連しており、検討課題とすることとしている。	C	ワーキンググループで検討する。	平成30年度
4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・ワーキンググループ議事録	ワーキンググループにおいて、入試科目変更の議論と関連させながら、アドミッション・ポリシーの適切性を検証している。	A		
		学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・ワーキンググループ議事録	ワーキンググループにおいて、収容定員に対する在籍学生数比率を踏まえ、学生募集および入学選抜の適切性を検証し、改善に努めている。具体的には、入試科目の検討や、公務員コースのあり方などについて検討している。また、ワーキンググループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われており、さらに必要に応じて委員会で審議を行っている。	A		
		学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。					

(6)教員・教員組織

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期				
1)大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ○各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各研究科等の教員組織の編制に関する方針 (各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「大学院教員資格審査規程」	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。	/	※1と同様					
		組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	研究科内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。				/			
		研究科・専攻の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	なし	なし	現時点で編成方針について検討できていない。研究者養成をある程度の割合で担うことを目的とする大学院とは異なり、税理士試験の免除申請をめざす学生を主として構成される本研究科、とりわけ本専攻においては、外国人教員による外国語での講義等についての需要は必ずしも多くはないが、手始めとして当該科目を1科目設置した。	C	ワーキンググループにおいて、編成方針の原案を検討する。	平成30年度			
		研究科・専攻の個性、特色を發揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。	なし	なし							
2)教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	○大学全体及び研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置	大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。			B	ワーキンググループにおいて、編成方針の原案を検討する。	平成30年度				
		研究指導教員の2/3は教授となっているか。 【研究科・専攻】	・公法学専攻設置申請書 ・大学院設置基準 ・大学院要覧	公法学専攻では、大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しており、公法学専攻に所属の委員はすべて教授である。ただし、教員組織の編成方針についてはまだ検討していない。							
		研究科・専攻として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。					B	ワーキンググループにおいて、編成方針の原案を検討する。	平成30年度		
		教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	・公法学専攻設置申請書 ・大学院設置基準 ・大学院要覧	公法学専攻では、大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しており、公法学専攻に所属の委員はすべて教授である。ただし、教員組織の編成方針についてはまだ検討していない。							
		専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	なし	なし	専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。	/	※1と同様				
		研究科の科目担当及び研究指導担当の資格が明確化されているか。	・「大学院教員資格審査規程」	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。	/						
3)教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	教員の募集・採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	なし	原則は基礎となる学部所属となるため、採用・昇格に関しては、研究科独自では実施していない。	/						
		教員の募集・採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	なし								
4)ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	高等教育推進センター主催による新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、平成28年度より「教員活動評価」制度を導入し、教員の教育・研究活動を中心とした自己点検・評価を実施している。	/						
		教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	なし	なし	現時点で、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。				C	ワーキンググループにおいて、編成方針の原案を検討する。	平成30年度
		教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。	なし	なし	現時点で、教員組織の編成方針を明確にしていないため、適切性の点検・評価はできていない。				C	ワーキンググループにおいて、編成方針の原案を検討する。	平成30年度
5)教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	なし	現時点で、教員組織の編成方針を明確にしていないため、適切性の点検・評価はできていない。	C	ワーキンググループにおいて、編成方針の原案を検討する。	平成30年度				

(11)その他

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・大学院要覧 ・各修士論文等	「哲学」を科目名に明示する科目はおいていないが、個別実定法に係る各科目において、単に制度の解説等が行われているわけではなく、制度の背景にある「哲学」について、教育・研究が行われていることから、十分に哲学教育を推進していると理解している。	S		
	国際化	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス	本年度よりネイティブ教員による外国語による授業(「legal & political English」)を、新科目として公法私法合併科目として前期課程に置き、多くの学生が受講している。また、多くの法分野において比較法が重要な意味をもつため、演習科目を中心に外国書の本講義を行う科目も多い。	A		
	キャリア教育	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス ・修士論文 ・博士課程中間報告会開催案内等	公法専攻の定員の大部分を構成するのは、税理士を目指す学生であり、これらの学生に対して、如何に研究能力を備えた税理士となるかということを明確に意識させるべく教育を行っている。また、公務員を目指す学生にもしっかりと内容の特定課題論文を作成するよう指導している。	A		
2) 独自の評価項目①	(独自に設定してください)	(独自に設定してください)					
3) 独自の評価項目②	(独自に設定してください)	(独自に設定してください)					
4) 独自の評価項目③	(独自に設定してください)	(独自に設定してください)					